

## 4 発泡スチロール、食品トレイ

- ①従来「資源」として出していた発泡スチロール、食品トレイも「プラスチック」として出してください。
- ②大きい発泡スチロールは、可能な限り、袋に入る大きさに砕いて出してください。



袋の中に入れてから砕くと、かすが飛び散りません。砕けない場合は、袋に入れずにそのまま出してください

## 5 紙製のシールが付いているもの

簡単に剥がせるものであれば、剥がしてください。剥がせないものは、そのまま「プラスチック」として出してください。



剥がしたシールは「可燃ごみ」で出してください

## 6 納豆容器（発泡容器の場合）

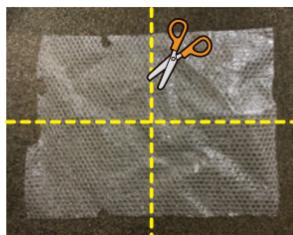
- ①水ですすぎ、表面のねばねばが取れた場合は「プラスチック」として出すことができます。
- ②表面のねばねばが残っている場合は「可燃ごみ」として出してください。



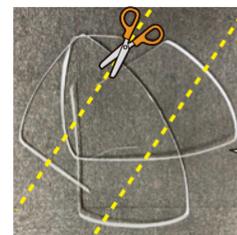
## 7 緩衝材、プラスチック製の梱包ひも・バンド

30cmを目安に切ってから、「プラスチック」として出してください。

※長いままだと処理工程で機械などに絡まり破損させてしまうことがあります



緩衝材は30cm程度に切ってください



バンド・ひもなども30cm程度に切ってください

## 8 CD・DVD本体、CD・DVDケースなど

- ①CD・DVD本体、CD・DVDケースともに「プラスチック」として出してください。
- ②紙などの付属品は取り除いてください。

付属品の紙は資源



CD・DVD本体とケースは「プラスチック」として出してください

## 9 薬の包装・お菓子の包装（アルミ加工のあるもの）

- ①プラマークが表記されているものは、「プラスチック」として出すことができます。
- ②「金属」とのみ表記されているものは、「不燃ごみ」として出してください。
- ③何も表記されていないものは、「可燃ごみ」として出してください。



「金属」と書いてありますが、プラマークがあるので「プラスチック」として出すことができます



水で2~3回すすぐ。



食べかすがなくなるぐらいまですすぎます。

## 10 チューブ容器類（マヨネーズ、ケチャップ、歯磨き粉、医薬品など）

- ①中身を取り除いたものは、「プラスチック」として出すことができます。
- ②チューブ容器類の中身を取り除くことが困難な場合は、「可燃ごみ」として出してください。



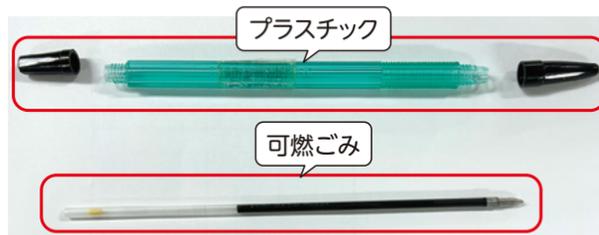
このままだと可燃ごみ



洗うとプラスチックとして出すことができます

## 11 プラスチック以外の混合物

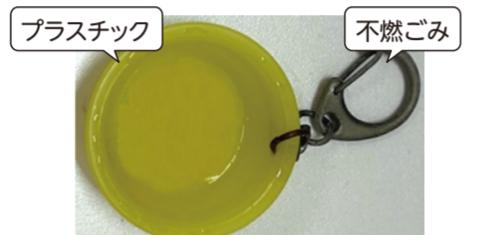
- ①分解してプラスチック部分を「プラスチック」として出すことができます。
- ②分解できない場合は、「可燃ごみ」か「不燃ごみ」の適した方に出してください。



プラスチック

可燃ごみ

ボールペン



プラスチック

不燃ごみ

キーホルダー